

選挙運動用自動車運転契約書

久留米市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という。) と、
_____ (以下「乙」という。) は、甲が使用する公職選挙法第141条
に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1. 運転する期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの
(原則として毎日 時 分から 時 分まで)

2. 契約金額 円
(内訳 円／1日× 日間)

3. 運転する自動車の
車種、登録番号

4. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、乙は、「久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」に基づき久留米市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞することなく行わなければならない。

なお、久留米市に請求できる金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は久留米市に請求することができない。このときは、甲は乙に対し、契約金額を速やかに支払うものとする。

5. その他

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 (久留米市長選挙候補者) 住所

氏名 印

乙 (選挙運動用自動車運転手) 住所

氏名 印

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和8年1月25日執行 久留米市長選挙
候補者 住所

氏名

記

運転手の住所及び氏名			
雇 用 年 月 日		報 酉 の 額	備 考
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	
令和 年 月 日		円	

備考

- 1 この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が久留米市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、久留米市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転料は、久留米市に支払を請求することはできません。

請 求 書

(選挙運動用自動車の使用)

久留米市議会議員及び久留米市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

久留米市長 殿

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

印

記

印

1 請求金額

(消費税等含む)

2 内訳 別紙請求内訳書のとおり

3 令和8年1月25日執行 久留米市長選挙

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 支所・店
預金種別	1 : 普通	2 : 当座
口座番号	(右づめでご記入ください)	
フリガナ		
口座名義		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（運転手）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

(別紙) その2

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(3) 運 転 手

雇用年月日	報酬 (イ)	基準限度額 (口)	請求金額
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
令和 年 月 日	円	12,500 円	円
計			円

備考 「請求金額」欄には、(イ) 又は (口) のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。